

平成 2 3 年度 第 2 回

天草市景観審議会

会 議 録

天草市景観審議会

平成 2 3 年度 第 2 回 天草市景観審議会

開催日時	平成 2 4 年 2 月 9 日 午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 3 0 分まで			
開催場所	天草市役所本庁舎 3 階 第 2 委員会室			
出席委員	蓑茂 壽太郎	大日方 信春	橋口 良一	佐保 光康
	古賀 充信	中川 竹治		
欠席委員	篠原 亮太	位寄 和久	藤田 直子	小山 真一
委員以外の出席者	事務局	江崎 和男（建設部長） 大窪 光正（都市計画課長） 小田 栄治（都市計画課長補佐） 田中 真二（都市計画課） 廣田 亮一（ " ） 宮本 雅浩（ " ）		
	その他	6 名（庁内関係課等）		
会議に付した事項	<p>諮問事項</p> <p>（ 1 ）景観形成地域の指定に伴う天草市景観計画の変更について</p> <p>（ 2 ）景観重要樹木の指定について</p> <p>報告事項</p> <p>（ 1 ）天草市景観色彩ガイドラインの策定について</p>			
答申事項	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成地域の指定に伴う天草市景観計画の変更 ・景観重要樹木の指定 			

会議の概要

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 審議（進行：蓑茂会長）

（1）景観形成地域の指定に伴う天草市景観計画の変更について（説明：事務局）

（委員）

資料1 - 1の1ページの表中の漁村景観形成ゾーンにある“カケ”とは何か。

（事務局）

“カケ”とは、漁村集落から海側に張り出した、以前は獲れた魚の荷揚げ場として使っていたものが今なお残っている。

（委員）

資料1 - 1の3ページの表中の漁村景観形成ゾーンで月ヶ浦の一部について、現計画では全部となっているがなぜ変更したのか。登立の一部について、現計画では登“り”立とひらがなが加えられているがどちらが正しいのか。事前配布資料では、崎津字小森、蛸目、藤右工門迫は農村景観形成ゾーンにあったが、漁村景観形成ゾーンに変更されているのはなぜか。

また、資料の1 - 2で、漁村景観形成ゾーンと農村景観形成ゾーンの考え方に差はないと説明があったが、漁村景観形成ゾーンにあり農村景観形成ゾーンにない項目がある。その中で、建築物等の色彩において、漁村景観形成ゾーンでは「高彩度色は、アクセント的な利用に限るものとする」とあるが、農村景観形成ゾーンでは空白であるため、漁村景観形成ゾーンよりも厳しい規制がかかる印象を受ける。何か理由があるのか。

また、広告物に関する事項において、「自家用広告物の表示については、1事業所等につき10㎡以内とし、1表示面積は5㎡以下とする」とあるが、農村景観形成ゾーンでは空白となっている。自家用広告物は何でも設置可能ということなのか。また、県の屋外広告物条例との整合は取れているのか。

単純に言うと、漁村景観形成ゾーンにあって、農村景観形成ゾーンにない項目については、これを見た人が農村景観形成ゾーンには何も規制がないと考える。詳しく示した方がいいのではないか。

さらに、資料1 - 2の2ページの木竹の伐採の基準内容で全て“木材”となっている。また、資料1 - 1の2ページの区域界にて13行目の“崎”津漁港区域界と14行目の“崎”津漁港区域界の“サキ”の表示が統一されていない。

（事務局）

まず、資料1 - 1の2ページの区域界の13行目にある“崎”津漁港区域界と14行目にある“崎”津漁港区域界の“サキ”については、“崎”が正しい。訂正する。

次に、3ページで月ヶ浦の全部を一部としたのは、月ヶ浦の一部が国立公園区域となっ

ていたため訂正した。また、登立は“登り立”が正しい。訂正する。また、崎津字小森、蛭目、藤右工門迫は、事前配布時には農村景観形成ゾーンであったが、事務局で検討し、海に面した区域であることから農村景観形成ゾーンから漁村景観形成ゾーンに変更した。

次に、資料1 - 2で漁村景観形成ゾーンと農村景観形成ゾーンの区分けがない項目は、それぞれに該当する。まず、建築物等の配置について、家屋の間を通る通路（背戸屋・トウヤ）の形態の保存は事務局で調整した結果、漁村景観にある独特のものであることから、農村景観形成ゾーンでは削除している。道路に面する壁面は漁村集落内のみとしている。

また、建築物等の高さについて、漁村景観形成ゾーンにおいて、「教会への眺望を阻害しないよう配慮する」とあるが、農村景観形成ゾーンでは教会が見えないところに集落があるため、削除している。

さらに、色彩について、「高彩度色は、アクセント的な利用に限る」とあるが、農村景観形成ゾーンにおいても、漁村景観形成ゾーンと同様との基準を設けることとする。よって、色彩の規制は全て漁村・農村景観形成ゾーンと同一のものになる。訂正する。

次に、広告物に関する事項について、崎津景観形成地域の指定の際に県の屋外広告物条例との整合性を図るため、広告物設置の際には景観条例の規制があるため市へ相談するよう振興局と調整をしている。今回、屋外広告物の規制が緩い第2種許可地域のため小規模の広告物は許可が不要となる。設置時に振興局へ確認等があった際には、市に相談していただくようお願いしている。今回の意見を受けて改めて調整する。

（会長）

木竹の伐採の基準内容にある“木材”については、木を伐採したものを木材と言う。木竹ではないか。

（事務局）

木竹で訂正する。

（委員）

関連説明として、配布している森林整備計画概要図について、森林整備計画いわゆる森林のマスタープランを策定しており、森林の機能ごとに5つに分類している。この中には、文化的景観や漁村景観であったり、市の重要な景観に関するところがある。図内の黄色は木材生産機能で、森林で重要なのは木材を生産する部分として重点的に生産している。青色は水源涵養機能で、規制としては森林には標準伐期齢が定めてあり、杉で40年、ヒノキで45年とされている。そのため水源が変わると10年プラスされる。オレンジ色は山地災害防止機能、保安林では土砂流出防備林になりハザードマップに含まれている。ここでは水源涵養機能の2倍となる80年から90年は伐採できない。このような規制などは個人の方は知らない。なぜなら所有形態が見えてこない。図を見た段階で個人が自分の山がどういう規制がかかっているかを知らないままにマスタープランが出来ているのが問題となっている。基本的にまちづくりとは、いろんなマスタープラン、例えば都市計画まちづくりマスタープランなどがある。今後まちづくりを進めていく中で、複数のマスタープランを一つで見ることができ、横断した連携がみえるまちづくりが出来ればと考える。

(会長)

文化的景観及び景観形成地域とは整合が取れているのか。

(委員)

今後増えてくると思うので改めて分類する。あくまで今回は森林の中の位置づけとして提案した。

(会長)

ぜひ景観計画にも重ねてみるようにしてほしい。

市の所管課はどこか。

(委員)

農林整備課である。

追加事項として、自然公園法の改正に伴う天草市景観計画の変更について、事務局より説明。特に意見なし。

(2) 景観重要樹木の指定について(説明:事務局)

(会長)

景観重要樹木の指定であるが、“あこう”の表示は片仮名ではないか。固有名詞や天然記念物だと平仮名でいいが、樹木の指定は学名の片仮名表示がいいのではないか。

以前指定した御所浦町のあこうはどうなっているのか。

(事務局)

御所浦町は平仮名としている。整理台帳は片仮名としている。

(会長)

景観法上はどのようにしているのか。

(事務局)

表示については定めてない。

(会長)

名称について検討し、統一を図ってほしい。

4. 報告事項

(1) 天草市景観色彩ガイドラインの策定について(説明:事務局)

(会長)

住民説明会は何名程度予定しているのか。

(事務局)

地区によって異なるが、20名程度を予定している。

(会長)

工務店や塗装関係業者も参加するのか。

(事務局)

全てに呼びかけを行う予定。建設業者は関連が多いため、重点的に参加をお願いする。

(委員)

住民説明会に工務店などへの参加をお願いするとあったが、現状で例えば下田地区では工事は地元天草町よりも本渡地区の業者が非常に多い。天草には塗装組合があるため、策定後に建設業組合や設計事務所へ周知徹底を図るべきと考える。

(事務局)

策定後に周知を行う。

以上